令和９年度クレジットカード決済導入業務
プロポーザル実施要領

令和8年11月27日

令和９年度クレジットカード決済導入業務の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項について、以下のとおり定めます。

１　事業の概要

(1)　事業名

令和９年度クレジットカード決済導入業務

(2)　事業の目的および内容

本県の支払事務の利便性の向上と効率化を目的に、本県の公金の支出の一部においてクレジットカード決済を導入するにあたり、プロポーザル方式により本県にとって最適な事業者を選定します。業務内容は別添「令和９年度クレジットカード決済導入業務仕様書」のとおり。

(3)　契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

※契約期間の終期の１か月前までに双方から契約破棄の申し出が無い限り、翌年度も同様とします（最大５年間を予定）。

２　予定価格

０円　※本契約に係る手数料および年会費は、一切生じないものとしてください。

※海外事務処理手数料は別途協議するものとします。

３　参加者

公募によります。

４　参加資格

以下の(1)から(4)のすべての要件を満たす者であることとします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 企画提案書等の提出時点において、滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 本店および県内に所在する事業所等が都道府県税ならびに消費税および地方消費税を滞納していないこと。

５　説明会

開催しません。

６　質問および回答の方法等

本プロポーザルに関し質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこととします。その他の方法による質問は受け付けないので注意してください。

(1) 質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはＦＡＸにより、12に示す場所へ提出してください。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡してください。

(2) 質問期限

令和8年12月7日（月）17時00分

(3) 回答方法

受け付けた質問とそれらに対する回答を集約したものを、令和8年12月9日（水）17時を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールまたはＦＡＸで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載します。

https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/27520.html

（ホーム ＞ 県政情報 ＞ 事業者向け情報 ＞ 入札・売却・指定管理 ＞ 入札等に関する質問および回答）

https://www.pref.shiga.lg.jp/ka00/31667.html

（会計管理局―管理課組織情報―トピックス）

7　企画提案書等の提出

(1) 提出書類・提出部数

ア　企画提案書表紙（様式１～３）…正本１部

※表紙に、参加者の記名、押印が必要です。

(ｱ) 形式

・Ａ４サイズ、横書き、カラー・白黒を問いません。片面印刷としてください。

・言語は日本語としてください。

(ｲ) 内容

・様式１～３のとおり

①様式１：参加者の住所または所在地、商号または名称、代表者職・氏名、印、連絡先

②様式２：会社概要　※別紙での提出可。要添付書類

③様式３：業務実績　※別紙での提出可。要添付書類

イ　企画提案書本体（様式Ａ）…正本１部、副本５部

※副本５部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等参加者を特定できる表示をしないでください。

(ｱ) 形式

・Ａ４サイズ、横書き、カラー・白黒を問いません。片面印刷としてください。

・言語は日本語としてください。

(ｲ) 内容

・様式Ａのとおり

・様式Ａに沿って、以下の項目について、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく記載してください。　※全ての項目について、別紙での提出可。

①業務の実施方針（業務実績、他）

②加盟店手数料等に関して（手数料率、手数料軽減策、他）

③サービス内容（カードの利便性、会員サイトの操作性、システムの安全性、他）

④独自の取組（独自の提案、他）

(2) 提出場所

滋賀県会計管理局管理課　大津市京町四丁目１番１号

(3) 提出期限

令和8年12月16日（水）17時00分

※郵送の場合は、提出期限までに到着したもののみ受け付けます。

(4) 提出方法

(2)に示す場所への持参または簡易書留郵便等による郵送とします。

持参する場合の受付時間は、平日９時から17時まで(12時から13時までを除く。)とします。

郵送の場合は、その旨を必ず12に示す場所まで連絡してください。

9　審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査概要

提出された企画提案書について、審査会において審査を行います。

(2) 審査会

当課および関係所属の委員４名をもって設置します。

(3) 審査会の日時等　（予定）

令和8年12月23日(水)14時～　滋賀県庁本館１階１－Ｆ会議室

(4) 評価項目、評価点等

次表のとおりとします。

評価項目	着眼点（採点基準）	配点×倍数等	評価点
１業務の実施方針	国や他の自治体での具体的な実績やノウハウ等の業務実績	５点×３	１５
２加盟店手数料等に関して	カード加盟店が負担する手数料率の水準、手数料負担を軽減するための具体的な対策や提案	５点×１×２小項目	１０
３サービス内容	カードの利便性、会員サイトの操作性、システムの安全性、障害発生時の対応	５点×４、５点×２×３小項目	５０
４独自の取組	業務の効率化に繋がる自社ならではの強みや、独自のサービス・取り組みなど	５点×４	２０
５滋賀県内に本店を有する事業者であるか。		５点	５
合　計			１００

※各項目につき、５点満点で採点し、重み付けの倍数を乗じて得た数値を各項目の評価点とします。

※採点は、５点：非常に良い（優秀・満足）、４点：良い（やや優秀・概ね満足）、３点：普通（標準・どちらでもない）、２点：悪い（やや劣る・不満）、１点：非常に悪い（劣る・強く不満）とします。

(5) 契約予定者の決定方法

審査員の採点を集計し、評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として選定します。ただし、総合点において満点の６割未満の場合は、契約予定者としません。

(6) 審査結果の通知

参加者全員に対し、速やかに文書で通知します。

(7) 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、業務の詳細な内容について、管理課と協議を行い、協議が整った場合、契約を締結します。

なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続を行う場合があります。

10　無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効となるので注意してください。

(1) 提出期限に遅れた場合

(2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11　その他注意事項

(1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とします。

(2) 企画提案書等の提出書類は、返却しません。
(3) 提出書類を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
(4) 企画提案を採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがあります。
(5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とします。

12 担当部署

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県 会計管理局管理課 契約・財務指導係
電話番号：０７７-５２８-４３１０　ＦＡＸ番号：０７７-５２８-４９２０
メールアドレス：ka0010@pref.shiga.lg.jp